

**【徳之島町】**  
**端末整備・更新計画**

|                                         | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 | 令和 8 年度 | 令和 9 年度 | 令和 10 年度 |
|-----------------------------------------|---------|---------|---------|---------|----------|
| ① 児 童 生<br>徒数                           | 888     | 898     | 877     | 872     | 861      |
| ② 予 備 機<br>を 含 む<br>整 備 上<br>限台数        | 1040    | 1033    | 1009    | 1003    | 991      |
| ③ 整 備 台<br>数<br>(予 備 機 除<br>く)          | 0       | 898     | 0       | 0       | 0        |
| ④ ③ の う<br>ち 基 金<br>事 業 に<br>よ る も<br>の | 0       | 898     | 0       | 0       | 0        |
| ⑤ 累 積 更<br>新率                           | 0%      | 100%    | 112.5%  | 113.1%  | 114.6%   |
| ⑥ 予 備 機<br>整 備 台<br>数                   | 0       | 89      | 0       | 0       | 0        |
| ⑦ ⑥ の う<br>ち 基 金<br>事 業 に<br>よ る も<br>の | 0       | 89      | 0       | 0       | 0        |
| ⑧ 予 備 機<br>整備率                          | 0%      | 10%     | 0%      | 0%      | 0%       |

■ 端末の整備・更新計画の考え方

- ・ 第 1 期整備端末（令和 2 年度）の劣化を踏まえ、令和 7 年度に一括更新を行う。
- ・ 第 1 期整備端末（令和 2 年度）において破損・故障が相当数発生していることから、整備台数の 10%程度に相当する予備機を確保する。

■ 更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について

- 対象台数：1040 台

- 処分方法：

一部の更新対象端末は、学校内において管理職用端末や授業補助用端末などとして継続活用を図る。

その他の端末については、「小型家電リサイクル法」または「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、製造事業者等へ委託し、適切に処分する。

- 端末データの消去方法：

処分事業者へ委託する。

- スケジュール（予定）：

令和 8 年 4 月 リユース用途の確定

令和 8 年 5 月 リユース端末の選定（劣化の少ない端末の抽出）

令和 8 年 6 月 処分端末の処分

令和 8 年 7 月 リユース端末の配布